

令和 6 年

総務産経常任委員会会議録

令和 6 年 9 月 11 日

田 上 町 議 会

令和6年第4回定例会
総務産経常任委員会会議録

1 場 所 大会議室

2 開 会 令和6年9月11日 午前9時

3 出席委員

4番 青野秀幸君

9番 小嶋謙一君

6番 小野澤健一君

12番 椿一春君

7番 藤田直一君

14番 高橋秀昌君

8番 渡邊勝衛君

4 委員外出席議員

2番 轡田 禎 君

5 欠席委員

な し

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長 佐野恒雄

産業振興課長 近藤拓哉
農業委員会事務局長

副町長 鈴木和弘

町民課長 本間秀之
会計管理者

総務課長 田中国明

庶務防災係長 今井 俊

政策推進室長 中野貴行

政策推進係長 近藤文絵

7 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡辺 明

書 記 板屋越 麻衣子

8 傍聴人

三條新聞社 議会議員 中野和美 議会議員 森山晴理

議会議員 渡邊菜穂美 議会議員 轡田 禎

9 本日の会議に付した事件

議案第33号 田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定
について

議案第38号 令和6年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中
第1表 歳入

第1表 歳出の内

2款 総務費（1項）

6款 農林水産業費

7款 商工費

請願第 2号 護摩堂山頂トイレ改善に関する請願

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、総務産経常任委員会付託案件審査を行いたいと思います。

やっと一般質問も終えて、議会もいよいよ中盤ということで、今回の件は多くありませんけれども、自由闊達な質疑がなされることを期待をしております。

そしてまた、昨日なんかかなり高温でして、この時期にあれだけ暑いのかと、三条市が全国でまた1位というような形で、35度を超えている地点も新潟県かなりあったようでございます。この時期非常に夏ばてというか、気候の変わり目で体調を崩す方も多いと思うのですが、くれぐれも体調を万全にさせていただいて活発な質疑をやっていただければというふうに思います。

ということで、町長のほうから挨拶をよろしくお願いします。

町長（佐野恒雄君） 改めまして、おはようございます。

それこそうるさいぐらいに鳴いていたセミの声がいつの間にか秋の虫の声に替わって、はて、ようやく秋の到来というか、移ろいも感じられるのかなと、こう思っておりましたが、今ほど委員長のほうからも話があったように大変な残暑といえますか、厳しい暑さが続いております。

最近、テレビを見ていると、あまり聞き慣れなかった残暑ばてということが聞かれるようになりました。残暑ばて、本当にそれこそ暑い夏を乗り切って、さあ、いよいよ秋かというところなのですが、この残暑も乗り切らなくてはならないと、こういうふうなことかと思えます。

今日は、総務産経常任委員会に付託された案件、議案第33号と第38号、2件がございますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 中野議員、森山議員、轡田議員、渡邊菜穂美議員及び三條新聞社及び一般傍聴人2名の方より傍聴の申出がございましたので、許可をしております。

本委員会に付託されました案件は、総務産経常任委員会付託議案のとおりとなっております。

これより議事に入ります。

議案第33号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（田中國明君） おはようございます。それでは、議案第33号 田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。議案書のほうは8ページでございます。

それで、説明に入ります前に、まず追加で右上のほうに議案第33号参考資料総務課という資料が皆様のお手元に行っているかと思いますが、それもお出しいただきまして、それから去る9月3日に開催されました議会運営委員会のときに、電子申請システムのイメージが湧かないということで、追加で本日資料を皆様のほうにお出ししておりますのが、右上に議案第33号参考資料2ということで、総務課というのがありますので、これについてはまた後ほど説明をさせていただきますので、お願いをしたいと思います。

それでは、議案第33号の参考資料をお手元にお出しただいて、説明のほうを聞いていただきたいと思います。田上町におきましても、この10月から導入を予定しております新潟県市町村電子申請システムを活用しまして、国の法令に基づかない市町村の事務である住民票あるいは納税証明などの交付申請につきまして、オンラインでの交付受付を開始をさせていただきたいということで、この内容については令和6年度の当初予算の説明のときに話をさせていただいておりますが、それに伴いまして、従来の書面等による手続に加えましてオンラインでの手続を行うことができるよう、今回この条例を新たに制定をさせていただきたいというものでございます。

それで、まず議案第33号の参考資料を見ていただきたいと思います。制定の理由については今ほど説明したとおりでございまして、その下にイメージ図というものがついておりまして、現行、それぞれの条例等の定めによりまして書面、対面で行っている手続、それで最終的には署名を行っている手続が、今回この条例を制定することによりまして、その施行後ということで、個別のそれぞれの条例を改正せずにスマートフォンやパソコンから手続ができるようになりまして、署名についてはマイナンバーカードをお持ちの方であれば省略ができるというような形で対応をしていきたいという内容です。

それで、それぞれの条例の中身ですが、1条、2条については目的と定義でありますので、議案書10ページ、第3条、電子情報処理組織による申請等ということで、ここについては、町の条例によりまして書面等による手続が規定されている手続に

ついて、オンラインによる申請については当該条例の規定する書面等により行われた手続とみなすというような関係の規定の整備をここで行っているものでございまして、第3条の3項、4項等については、オンラインによる手続が行われた場合の申請等の到達時期、紙であれば、その日出されれば、その日の受付ということになるわけですが、オンラインですので、それが実際に町側のパソコンにきた段階が受付した日になりますよというようなことを定めている部分でございまして。

それから、第4条の関係になりますが、電子情報処理組織による処分通知等、これについては、書面等で行うことが規定されている許可証の発行等について、それぞれの個々の条例の規定にかかわらずオンラインで行うことができるようにこれらの規定を整備するという内容のものでございまして。

それから、11ページのほうに行ってくださいまして、電磁的記録による縦覧等ということで、第5条の関係になりますが、書面等により行うこととしている縦覧とか閲覧について、オンライン上でも行うことができるように規定を定めるという内容のものでございまして。

それから、その下の第6条、電磁的記録による作成等ということでございまして、ここについては、書面等により作成、保存することとしているものについて、当該条例等の規定にかかわらず電子データでの保管ができるように定めると。今までであれば紙をつづって取っておいたり、そういうような形になりますが、今度は電子データでその保管をしますよというような規定をここで設けるということです。

それで、最後になりますが、第7条の関係です。手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表という部分でございまして、ここについては、オンライン手続の状況について、年に1回、町として公表することを定めるというような内容のものでございまして、これを整理することで、先ほど言いましたオンラインから様々なやり取りが町民の方とできるようになるということでもありますので、お願いをしたいと思います。

それで、議案第33号参考資料の裏面を見ていただきたいと思います。行政オンライン化の取り組みという部分でございまして。それで、その中を見ていただきますと、オンライン化状況という部分が向かって右側にありますが、まず証明書関係、転出届あるいは転入予約等については、これは国の法律に基づいて全て今実施済みという状況になってございまして。その下の住民票の写し、あるいは印鑑登録証明書発行、税証明書発行、これについては令和6年10月1日から実施をさせていただきたい。ここについては、町の独自サービスといいますか、そういったような内容に

なる部分でございます。

それから、子育て世帯関係につきましても、そこに記載のとおり、今回、令和6年のこのシステム導入後対応するものとして、こども医療費受給者証の再発行、それからひとり親家庭等医療費受給者証の再発行等を町民の利便性の向上のためにやっていきたいという部分でございますし、あと福祉の関係になりますが、介護保険に関する部分については、これについては、それら上位法、国の法律に基づいて、全て今これがオンラインで実施できるという状況となっております。

ここに記載させていただいているのはほんの一部でございますが、今後またそれぞれどのようなものが出てくるかですが、逐一準備が整い次第、またこの枠を増やしていけたらなということで町としては考えているところでございます。内容については以上になります。

それでは、県が導入しています電子申請システムの実際の利用のイメージ等について政策推進室長のほうから説明をさせていただきますので、説明のほう代わらせていただきます。

政策推進室長（中野貴行君） 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから電子申請システムのイメージということで説明をさせていただきたいと思いますが、資料のほうは右方に議案第33号参考資料2というふうに書いているもの、A4の両面のものになりますが、お手元に用意をお願いします。

このシステムにつきましては、ホームページ上に入り口を設ける予定でおりまして、上の図にありますとおり、これはホームページのトップ画面になりますが、この下のほうに、トップページの中にバナーを、ちっちゃい丸、点線の丸で囲んでいます。田上町電子システムということでバナーを設けまして、このホームページに入ってください、ここをクリックするとその申請に入力が可能になるということで、入り口をここに設けたいというものでございます。電子申請システムというところをクリックしていただくと、矢印、下に行きまして、下のような画面が出てきます。田上町電子申請システムという画面が出てきますので、外部の電子申請のサイトにこれがつながるということになりますが、ここにつなげていただきますと、その下に丸の点線で囲んでいる部分あります。ここに手続きできるものが一覧で載ってきますので、ここからご利用になりたい申請について選んでいただくとクリックしていただくとその申請ができるということになります。これが入り口の部分です。

それで、ではどういうふうなフローで操作をしていくかというのが裏のところに

なりますので、裏を御覧いただきたいと思います。操作の流れですが、ここに書いているフロー図のとおりなのですけれども、まず①番として手続の選択ということで、先ほど申し上げました表面のところにありますが、その外部サイトのほうから手続を選んでいただくというのがこの①番の部分になります。それが終わりますと、あとは必要事項を入力いただくだけなのですが、②番としてメールアドレスを入力していただいて、それを送信いただくと④番の返信が返ってきますので、そこにURLが貼ってありますから、アクセスすると。そして、そこから⑤ということで必要事項の入力というような流れになるのですが、右側の欄外のところに書いていますが、②から④の工程につきましては、利用者登録を行うことで省略することが可能ですということです。通常、②から④の部分につきましては、事前に利用者登録していただければ、利用者IDとパスワード、利用者IDというのはメールアドレスになるのですが、それとパスワードを入力していただければ、②から④の操作は必要なく、すぐ⑤番のところ、手続を選択していただいて、利用者IDとパスワードを入れていただければ⑤番の必要事項の入力の画面に行くということになります。そうしますと、⑤番の必要事項の入力ということで、氏名とかという部分を入力、必要事項をシステムに沿って入力いただければ、⑥番ということで、あとは申込みということでクリックいただければ、それで操作は完了というようなことになります。

その後なのですが、⑦番ということで申込みの受理メールが来まして、それで確認していただいて手続は終了ということになるのですけれども、中には住民票の写しの発行ですとか、税証明書の発行ということで、支払いの手数料がかかるような事務もあります。それにつきまして、矢印の右側に行っていただきますと、支払いが発生する手続の場合というところがあるかと思うのですが、そういう事務の場合につきましては、⑦番ということで、支払い通知ということで、申込みを受理したメールと共に支払いの通知、案内が来ますので、そこで⑧番ということで指定の納付方法で支払っていただくと。これにつきましては、クレジットカードの決済ですとか、ペイペイとかというものの決済も可能、電子決済も可能ですので、そういったもので支払っていただくと。納付の手続を終えていただければ、その後に⑨番ということで郵送で必要書類を受領ということで、納付いただきますと、住民票の写しですとか、税証明の発行とか、そういったものが後日、町のほうから郵送で送られていくというようなものになっておりますので、よろしくお願いします。

システムのイメージですとかフローについて、説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

12番（椿 一春君） では、2点ほどお願いします。

11ページの第6条のところで電磁的記録の作成等とあるのですけれども、これは申請の申込書を電子記録で作るということで、受け取るものはみんな紙ベースで来るということと理解していいのか、お聞かせください。

政策推進室長（中野貴行君） 今、6条の条文についてお尋ねということですのでよろしいでしょうか。第6条ですよね。第6条、電磁的記録による作成等ということ、この部分につきましては、町が台帳とか登録簿とかっていろいろ条例で定めるということになっているようなものがあるのですけれども、今までであれば紙で町が保存していたのですけれども、これを今度紙ではなくて電磁的記録、電子データ、電子ファイルとか、電磁ディスク等に保存することもできるよというような規定になりますので、そういう内容の規定であります。

12番（椿 一春君） それから、今日もらった参考資料2についてなののですけれども。支払いの発生しない手続の場合とあるのですけれども、みんな紙で送ると郵便料等発生するのですけれども、郵便料はみんな町の負担で送るのか、それとも申請した者が負担するのか、料金が発生しない場合があるということは、郵便料金というのはみんな町のほうで負担するようになるのでしょうか。

政策推進室長（中野貴行君） 今ほどの郵送料の関係になります。住民票等請求する場合、郵便で送る場合、郵送料がかかるわけですが、それについては受益者負担ということで、申請者のほうで負担していただくような形になりますので、手数料と合わせて郵送料も負担していただくというようなことになります。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ちょっと待って。そうすると支払いの発生しない手続なんてあり得ないでしょう。

12番（椿 一春君） 今委員長が言いかけたのですけれども、そうするといずれのものも少なくとも郵送料の支払いが発生するのがあって、支払いの発生しない手続というのはないのではないかと思うのですが、その区分はどうなっているのでしょうか。

政策推進室長（中野貴行君） 今ほど例で出したのは手数料が発生する部分になりますが、このシステム自体いろいろ使えるものがありまして、例えば、10月からすぐではないのですけれども、施設の利用申込みですとか、あるいは何か町がやっているイベントの参加申込みみたいなのもこのシステムでできるような想定しています。

したがいまして、必ず郵送で何かを書類もらうだけではなくて、町に申請していただくようなものもこのシステムでできますし、あとは、おっしゃるとおり、今までであれば町に何か補助金、何か申請すれば決定通知なりが郵便で来たではないかということなのかもしれませんが、それにつきましては、第4条の規定に基づきまして、その通知自体も電子化というか、このシステムの中でオーケーということになれば、それで省略するよという形になっていますので、決定通知に対する郵送は必要ありませんが、住民票等、申請等で手数料がかかるものについては郵送料をいただくというような形になりますので、よろしくお願いします。

12番（椿 一春君） 分かりました。

それで、住民票ですとか、いろんな町の発行されている証明書関係は郵送では必要だと思うのですけれども、そのほか、これから先に言われていた利用の申込書なんか控えというものがあるとありがたいのですけれども、そういったものはPDFで申請者の方にまた送り返すというようなことは考えているのか、ただ受けて終わりなのか、その辺をお聞かせください。

政策推進係長（近藤文絵君） 総務課政策推進室の近藤と申します。今回システムで申込みのあったものについて、控えのほうを郵送してほしいということなのですけれども、今回このシステムで利用者登録をしていただいて入力いただくと、過去自分が登録した申請内容についてはいつでも見れるような状況になりますので、あえて控えを送らなくてもシステムの登録上で見るができますので、大丈夫かと思えます。よろしくお願いいたします。

12番（椿 一春君） 画面で見れるということは、それらファイルを出力するという形で、いつでも取り出せるというような形なのかということ、どうでしょうか。

政策推進室長（中野貴行君） 申し込んだ内容を照会画面のほうからシステムに入ってくださいと、申し込んでいる内容が確認できるというようなことになります。例えばこれはネットショッピングも同じだと思うのです。自分でネットで買物しましたということになれば、受け付けましたということになりますから、その受け付けたという画面を自分でいつでも、このシステムに入って申請状況の照会をしていただければ申請済みということになっていますから、そういったものをコピーしていただければ、いつでも確認できるということなのでございます。よろしくお願いします。

14番（高橋秀昌君） 幾つか。

今の関連なのですが、まずこれは公文書なわけだ、中身によっては。そういうも

のについては、では画面上で見ることができると言っているけれども、実際それをプリントアウトして公文書として提出しても、ちゃんと有効ですよという捉え方でいいの。だとすれば、郵送で必要書類を受領するなどということ自体が意味がないことになるのでしょうか。言っていることが筋が通らないというか、画面で見ることができる、例えばアマゾンで私が買いたいものを画面で見ることができるなんていう性質のものではないでしょう、役場の書類を手に入れる場合は。どうですか。

政策推進室長（中野貴行君） まず、住民票とか申請いただくと、住民票というのは郵送で届くわけです。住民票の写しが郵送で届くわけです。それは別にPDFが、写しとかが届くのではなくて、住民票そのものが郵送で届きます。

手続について、それが終わったかどうかという確認を画面上からできるというような意味で、公文書というと、住民票の写しとか全部証明自体は郵送で原本が送られていくということでありますので、ちょっと違った答弁になって。

14番（高橋秀昌君） 率直に言わせてもらおうと、申請する人は便利だけれども、受け取る側は大変な負担を強いられるということになります。あんまり意味がないと感じるのだが、町も好き好んでつくったわけではなくて、法律に基づいてつくらざるを得ないということなわけなのだが、そのところは郵送でなくて、例えばPDFとしてプリントアウトして公文書として使えるかどうかになれば、使えないわけだ、現実問題として。つまりあくまでも郵送で受け取るしかないということになるのか。今の場合は住民票程度だけれども、将来になれば多分戸籍なんかも、戸籍抄本とか戸籍謄本なんかも閲覧もできるし、申請もできるようになるはずなのだが、そのときに全部郵送扱いですよというのは、国の方針としては変わっていないということなのでしょうか。

町民課長（本間秀之君） 今高橋委員がおっしゃられた戸籍の関係等については、まだ正式な考え等が国から示されているわけではございませんけれども、現状発行している戸籍と、それから住民票につきましても、偽造防止用紙ということで、例えばコピーを取ったときにはコピーであるというのが分かるような用紙で送っておりますので、例えば現状PDF等で送った場合に、それを複数回コピーしたとしても、それをコピーであるという証明にならない。PDFの性質上、それをすることも可能ではあるかと思うのですけれども、そういった意味で現状、偽造防止用紙に印刷をして、町長の証明印を押した状態のものを送っているということになりますので、そういった証明書関係につきまして、住民票であるとか税証明とかというものについての証明書については、紙で印刷したものをご本人のところに郵送で送るという

ことになるかと思います。よろしいでしょうか。

14番（高橋秀昌君） 次に伺います。

これは、マイナンバーカードを登録していない人も、この流れでいうと使えるように見えるのだが、使うことはできるのですか。

政策推進係長（近藤文絵君） マイナンバーカードの登録はなくてもこのシステムは使えるのですけれども、住民票の写しの交付ですとか、戸籍謄本の写しの請求ですとか、本人確認が厳密に必要になっているものについては、マイナンバーカードの電子証明が必要になってきますので、それ以外の手続であればマイナンバーカードなくてもできます。

14番（高橋秀昌君） この電子申請をやった場合、手数料条例があるのだけれども、これはぐっと安くなるものなのですか。安くなるとしたらどれくらい下がるのか、それぞれの現在できるものについて知らせてくれませんか。

総務課長（田中國明君） 基本的に手数料条例等の改正は今回ございません。安くなったりはしません。ここに書いている証明等については、そのまま、今300円ですけれども、それプラス先ほど言いましたように郵送等をしますから、その郵送料が加算された金額をご負担いただくという内容になりますので、よろしくお願いします。

4番（青野秀幸君） 電子申請して郵送で送られてくるということでございますが、その郵送というのは普通郵便ですか。書留でしょうか。重大な個人情報に郵送されるということになろうかと思しますので、郵便の紛失等に関して、非常に個人情報が漏れるという危険性があるかと思うのですが、その点のところをお伺いいたします。

あと、もう一点ですが、条例の11ページの、10ページから来ていますが、第4条の第3項、「第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とあるのですが、この電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときというのは、これは多分メールということだと思うのですが、メールを受信したときということなののでしょうか。それとも、受信してダウンロードしたときということなののでしょうか。その辺のところ私もあんまり詳しくないのですけれども、その辺はしっかりしたものがあるのであれば教えていただきたいと思います。

あと、もう一点お願いいたします。参考資料2の裏面のところで、操作の流れはあるのですが、ここでマイナンバーカードが必要な申請があるということでございますが、マイナンバーカードを使う段階というのは、何番のところで使うという形になるのでしょうか。実際具体的に私もやったことがないので、イメージが湧かな

いところがありますので、お願いいたします。

町民課長（本間秀之君） それでは、証明書類の郵送の方法等についての部分についてお答えしたいと思います。

現状でも町民課の窓口におきましては、住民票とか税証明に関しては郵便請求という形で対応しております。それは、郵便による請求に対して郵便で返すという制度がございまして、その場合につきましても普通郵便ということになっておりますので、この制度が始まった後の返送方法につきましても普通郵便というような形になるかと思えます。

政策推進室長（中野貴行君） それでは、次が条例の第4条の第3項の部分です。電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときとはどういうときかということだと思うのですが、これにつきましては参考資料の2の後ろのフロー図を御覧いただきたいと思うのですが、ファイルへ登録されたときというのは⑦番の部分というふうにも私も認識してまして、要は申込者が申込みを完了して、私どもで受理しましたという⑦番、この受理しましたという確認が取れたとき、要は町のサーバーのほうに情報が送られてくるので、サーバーに登録されたときということになりますから、イメージとしては⑦番、申込みの受理が終わった時点で、この確認が取れたときというふうなことで認識しております。

次に、マイナンバーカードの入力というのは参考資料の2のフロー図の中のどの部分だということなのですけれども、⑤番のところになりまして、ここで必要事項の入力をしていただきます。氏名とか住所とかって入力していただくので、そこに併せて本人確認の中でマイナンバーを使った手続がこの中で必要になってくるというものでございまして、お願いします。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ほか、質疑ある方いらっしゃいませんか。

なければ、私のほうから質疑、この内容というのと違うのですけれども、今回条例の制定ということで、新しい条例の制定です。条例というと、町民にとって直接的な影響を及ぼすものであるわけで、本来であれば本委員会の所管事務調査であるとか、あるいは全協を経て、こういった条例については議会に上げるのが私は妥当ではないかなというふうに思っております。今言ったように、これだけの総務産経委員の中でも条例の意味が分からないとか、こういう質疑が出る状況。したがって、ここにいない社会文教委員会のメンバーの人たちも多分同じような思いもあるのだろうというふうに思っております。したがって、まずは総務産経常任委員会の所管

事務調査の中で明らかにし、それからそれをもって全協に臨み、それで全協を経て本会議の中の議案として持っていけないといけないと思うのです。何か分からない間に制定され、そして今回の場合には、これを制定することによって、ほかの関連する条例を改定をしなくてもいいという、ある意味ではかなり効力を持つ条例の制定というふうな形になっているわけです。

それから、実施日も10月1日からということで、もう明日明日ということで、非常に逼迫をしたような形の議案の提出になっている。したがって、ある意味、言葉は悪いかもしれないけれども、時間を人質にしている、そういうふうなものというのは問題と言わざるを得ないなというふうに思っています。したがって、今回の条例の制定の上げ方、私としてみれば非常に不満なのですが、この辺の経緯について説明を求めたいと思うのですけれども。

総務課長（田中國明君） 誠に申し訳ございませんでした。今ご指摘があったように、確かに所管の常任委員会、あるいは全員協議会等でもきちっと説明した中で対応していけば一番ベストだっただろうというふうに考えているところであります。今ほど言われた部分につきましては真摯に受け止めまして、今後このようなことがないよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ただ、若干委員長、助け船といいますか、この経緯を教えてくださいということで、若干その経緯をお話しさせていただければ、本来は令和6年の当初予算でこの関係の予算を盛ったわけです。本来その段階でセットとしてこの条例を上げていけば一番ベストだったのだろうというふうなことで今考えています。ただ、その段階でこのような条例が、オンライン手続をすることによって必要になるというものが正直そのとき分かりませんでした。そのようなことから、慌ててこれを10月からやる関係で、時間のない中でいろいろ手続上の精査をしていったところ、このような条例が必要になるということが分かり、それでこのようなタイミングで条例の制定というお願いをするような状況でありますので、今後このようなことがないように努めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。そういうことで、別に意地悪で言っているわけでもないのですが、そういう意味では先ほど言ったように条例というのは町民の生活に直接影響するものであるわけですから、我々としてはしっかりと審査をしていかなければ駄目だと。そのための時間あるいは場数が必要だろうということで申し上げているので、今総務課長が言われるように今後そういうことがないように、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

ほかに質疑ある方いらっしゃいませんか。

なければ、議案第33号に対する質疑は終了をいたします。

続きまして、議案第38号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（田中國明君） それでは、議案書の21ページをお願いをいたします。議案第38号 令和6年度田上町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ1億7,283万1,000円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ51億845万8,000円とする内容でございます。

それでは、議案書のほう進んでいただきまして、26ページをお願いをいたします。歳入の関係からでございます。11款1項1目地方交付税の関係でございますが、今回547万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、特別交付税でございまして、今回、地方バス路線対策に係る新潟交通から泉観光バス株式会社にバスの運行が10月から替わると、それらの経費500万円、それから替わる関係によりまして設備投資150万円等必要になってまいります。その関係経費の80%を特別交付税措置していただけるということで、その分で520万円。それから、今回有害鳥獣対策でGPSの歳出を組んでございます、2台分。それも2分の1特別交付税措置がなされるということで、27万5,000円の合わせて547万5,000円分を今回増額をさせていただくという内容でございます。

それから、その下に行きまして、15款2項1目総務費国庫補助金の関係であります。853万6,000円の増額をお願いするものでございます。この中で大きいのが2節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで787万5,000円の増額をお願いしておりますが、この内容につきましては、6月補正させていただきました定額減税の補足給付金の関係、そこの経費で6月補正の段階で国の算定ツールが使えなかったということで、町のほうで使っております電算システムで推計をしたところ、国のシステムが使えるようになって再算定した結果、当初2,200人補足給付金が行くだろうと、対象になるだろうという方が150人増えまして2,350人になったと。その関係で不足が生じるということで、今回787万5,000円の増額をお願いするという内容でございます。

あと、1目のマイナンバーカード交付事務の関係については、ここは保険証廃止に伴う駆け込みの申請が多いということで、今回66万1,000円増額をお願いするという内容でございます。

それから、2目民生費国庫補助金の関係であります。14万円の増額です。これ

につきましては、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係る補助金を国からいただけるということで、14万円の増額をお願いするという内容になってございます。

それから、16款2項1目総務費県補助金であります。57万6,000円でございます。これについては、地域の防犯力向上推進事業補助金ということで、これにつきましては防犯カメラ設置工事に係る補助金ということで、今回県から補助の内示をいただきましたので、町内に6か所、さらに防犯カメラを増やしたいということでの増額ということであります。増やす場所としましては、田上中学校周辺に1か所、それから田上小、羽生田小、それぞれ学校周辺に2か所、それから羽生田駅に1か所、計6か所を想定しております。今回これ6か所設置しますと、令和3年に9基設置しておりますので、町内全部で15か所の防犯カメラの設置がなされるという状況でございますので、お願いします。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、27ページをお願いをいたします。18款1項2目指定寄附金、今回15万円の増額でございます。内容につきましては、図書の整備ということで10万円、それから子どもの遊具整備ということで5万円、2事業者から寄附をいただきました。それを今回歳出のほうで、教育委員会のほうで組んでありますが、その財源として今回増額をお願いするという内容でございます。

それから、19款1項4目介護保険特別会計繰入金の関係であります。580万3,000円の増額でございます。内容といたしましては、令和5年度の事業費確定による精算金の一般会計での受入れということでございますので、お願いをいたします。

それから、20款1項1目繰越金関係でございます。1億4,881万1,000円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては財源調整ということでありまして、今回歳計剰余金処分していますので、1億1,700万円歳出のほうで積んでおりますが、その関係で今回増額をさせていただきたいという内容でございます。

21款5項2目雑入の関係であります。260万4,000円ということでございまして、これについては後期高齢者医療の療養給付費負担金精算金ということで、令和5年度療養給付費負担金の確定による精算金の受入れということでございますので、それぞれよろしくお願いをいたします。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、29ページを御覧いただきたいと思っております。歳出の関係でございます。

2款1項1目一般管理費の関係であります。今回61万1,000円の増額をお願いするものでございまして、その内容といたしましては、定額減税の実施に伴う申告相談システムの改修、これについては町民課が使っています申告システムの改修、それが必要になってくるということで61万1,000円の増額をお願いするものであります。この財源につきましては、普通交付税の徴税费で措置されているということで伺っているところでございます。

それから、3目財産管理費の関係であります。1億1,700万円の増額でございます。これについては、先ほど歳入でご説明をさせていただきましたが、剰余金処分による財政調整基金への積立てということでございます。そういたしますと、今現在での財政調整基金の残高といたしましては13億3,400万円程度の基金残高を保有しているという状況でございます。

それから、5目自治振興費の関係であります。116万9,000円の増額でございます。これにつきましても先ほど歳入でご説明をさせていただきましたが、学校周辺の通学路を中心に、今回6基分の防犯カメラを設置させていただきたいという内容となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明のほう一旦代わります。

町民課長（本間秀之君） それでは、続きまして11目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費であります。787万5,000円の増額をお願いするものでございます。右側の説明欄のほうをお願いします。今回調整給付に係る歳出ということでございまして、先ほど歳入のところでも総務課長からご説明ありましたが、6月の補正時の際に電算会社提供のツールを用いて算定しておりましたけれども、7月に入ってから国が提供するツールが正式に使用できるようになりまして、改めて再算定し直した結果、対象の見込み人数が当初の2,200人から2,350人ということで150人ほど増えたために、給付金の増額、それとそれに係る職員の時間外手当及び申請書類の手数料、それから振込に係る手数料等の増額をお願いするものでありまして、全額国の交付金を財源とするものでございます。

説明を代わります。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、ページのほう飛びますけれども、34ページのほうを御覧ください。34ページ、5款のほうから説明させていただきます。

5款労働費、1項労働費、1目労働諸費です。まず、今回補正のほうは650万円をお願いするところでございます。こちらの内容につきましては、先ほど歳入のほうの説明でもございましたけれども、またせんだって7月17日の全員協議会でもご

説明した路線バスに関する部分になります。説明欄のほうを御覧ください。18節650万円、地方バス路線対策の補助金ということで、こちら今回補正のほうをお願いするものです。こちらにつきましては、路線バス、湯っ多里館・加茂線の10月から3月に係る経費及び初期導入費用ということで、こちらのほうを計上させていただいております。150万円の部分ですけれども、こちらに関しましてはバス停などが主な部分となりますし、あと500万円につきましては運行経費ということで、年間の半分、10月から3月までの運行に係る経費相当分ということで500万円、150万円足す500万円で650万円ということで、こちら計上のほうをさせていただいております。

続きまして、6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費で、こちら55万円の補正をお願いするものです。説明欄のほうを御覧ください。有害鳥獣対策事業ということで、17節備品購入費でGPSの首輪の導入になります。既にお話のほうもさせていただいておりますけれども、現在実証実験で行っていたものがあつたのですけれども、こちらのほう7月7日、7月の中旬の段階で情報のほうが途絶えているような状況でございます。今回2台を導入して、より正確な位置を今後把握し、捕獲あるいは動向等について情報収集に当たっていきたいというふうに考えております。

続きまして、その下、6目農地費です。29万7,000円のこちら増額のほうをお願いするものです。説明欄のほうを御覧ください。こちら農地一般事業で需用費、修繕料で29万7,000円です。内容のほうなのですけれども、こちら湯川の川内のゴルフ場と湯川地区との間に通常川内と言っていますけれども、そちらのほうの圃場なのですが、こちらのほう、用水のほうが土地改良区による水の供給ではなくて、五社川の水を使った田んぼの用水のほうを使ってこちらの営農を行っております。こちらのほう、五社川をせき止めて、せき止めた上で左側になりますけれども、左岸のほうから取水の穴を設けまして、そこから水を取水ゲートのほうから入れているのですけれども、その取水のゲートの上げ下げが腐食によりましてハンドルのほうがうまく回らないといった状態になっております。この状態を解消するために今回補正のほうをお願いするためでございます。なお、現在、耕作については、ゲートのほうを強制的に開放してありますので、こちらのほうには水が流れている状態でしたので、次期作に備えて、今後修繕のほうに当たりたいというふうに考えています。

その次、7款商工費です。1項商工費の2目商工業振興費になります。こちら140万

円の増額をお願いするものです。こちら説明欄のほうを御覧ください。内容につきましては、18節負担金補助及び交付金140万円、信用保証協会への保証料の助成となります。こちらについての内容ですけれども、当初予算で180万円を計上してあったところなのですけれども、4、5、6月の段階で既に159万540円まで執行が進んで、予算のほうの残りがもう既に20万円ほどということで、今回補正をさせていただいております。こちら140万円につきましては、新型コロナが感染する前の状況等を鑑みまして、今後の部分の状況も考えた上で、こちら140万円ということで計上してございます。

その下、4目湯っ多里館事業費になります。こちら湯っ多里館事業につきましては、97万2,000円の増額をお願いするものです。説明欄のほうを御覧ください。こちらのほう負担金補助及び交付金ということで97万2,000円、35ページですけれども、一番上になりますが、消雪パイプの井戸ポンプ修繕の負担金ということで、こちら記載させていただいております。こちらの内容ですけれども、湯っ多里館の敷地内で使用している消雪パイプの井戸ポンプが破損したことに伴って修繕を行うことの経費の一部を負担するものでございます。なお、この井戸ポンプにつきましては、ゴルフ場を運営している新栄総業株式会社様の所有のポンプでございまして、湯っ多里館が開館する平成13年に締結している契約にのっとりまして、今回総額で291万5,000円の費用に対しまして町が負担する割合が3分の1ということで、こちら契約のほうをしてございますので、97万2,000円の補正を今回お願いするものでございます。

説明のほうは以上でございます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

8番（渡邊勝衛君） 私のほうから2点お聞きします。

まず、猿のGPSの関係でございすけれども、2台装着するというような状態でございすけれども、その日程についてお聞かせ願いたいと思います。

もう一点が防犯カメラの関係ですけれども、防犯カメラがおかげさまで今回6台設置されるということでございすけれども、令和7年度にも設置を考えているのか、この2点よろしくお願ひします。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、今ほどの渡邊委員のGPSの装着の日程の関係についてお答えいたします。

先ほど2台装着ということで、こちら今回補正のほうをお願いしているのですけれども、これ以外にもう1台、国の交付金ということで1台確保してございます。そうしますと、都合全部で3台あるような形になります。今おりのほうをかけて、猿が入らないとなかなかそれは進まないのですけれども、猿が入った段階ですぐに装着できるようにということで、国の交付金での部分については既に手元のほうにGPSは届いておりますので、猿が捕まり次第、1台についてはすぐに装着が可能です。今どうしても群れがどうも以前もよりも拡大、大きくなっている、あるいは分裂している可能性もありますので、今までは1台の装着だったのですけれども、今度複数の装着を検討していきまして、それで今回2台上げさせていただいて、1台については、もう1匹捕まったらそこに付けさせてもらって、もう1台は予備という形で、いつでも対応できるように手元に置いておくといったような形で考えています。具体的にいついつ捕まえて、では装着ができて、情報がこちらに入ってくるかという、そこまでははっきり申し上げられないのですけれども、捕まり次第すぐにその辺はかかりたいと思っています。

以上です。

総務課長（田中國明君） 防犯カメラの関係であります。できるだけ町としては県の補助金等を有利に活用しながら進めていきたいと、丸々一般財源で持ち出すというよりも、2分の1でも補助金いただければ、その分財源的に有利になりますから、それらを考えて進めていきたいと考えております。では、防犯カメラ令和7年度どうするのだという議論になる前に、目的、最終形はどこなのだというようなお話もあるかと思いますが、そこまでは正直詰めていないというのが現状で、まず学校周辺の安全確保を図っていきたいという観点から、令和7年度についても県の補助金が活用できればまた、今のところ5台程度は設置を進めていきたいというふうなことで考えているところでございますので、よろしくお願いします。

8番（渡邊勝衛君） それで、まず猿のGPSの装着の関係でございますけれども。私の畑の近くに今おりが設置されているわけですが、あそこはなかなか猿はあんまり来ないような場所なのでは、ほかに何か考えがあるのか。当然つけてから日数がたっておりますけれども。

あと、カメラの設置の関係ですが、できる限りまた来年度も設置していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの渡邊委員の質疑にお答えいたします。

おりの設置の場所に関してですが、今割と、どちらかというと今委員のお

っしまった場所、あるいは羽生田地区だったりしますが、今回猿のほうの出没が大分今までと変わってきております。今手持ちおりが全部で5つありますけれども、その位置の関係、変えるということで今猟友会と相談をして、早急に位置のほうを変える方向で今検討、動いておりますので、場所のほうを変えるということで今検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（椿 一春君） 34ページの先ほどの猿のGPSに関連してなのですけれども。昨年度だったか、今1頭に大学の先生が試験的につけてくれたということで、これっていつ頃からつけて、読み取りができなくなった時期で何か月ぐらいデータが取れたものなのかをお聞かせください。

それと、バッテリーの性能なのですけれども、今回はどれぐらいの首輪つけるとバッテリーがもつような想定をされたものをつけるのか、2点聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの椿委員の質疑にお答えいたします。

猿のGPS、こちらを装着した時期なのですけれども、昨年11月に装着してございます。この7月までということですので、1年までもたなかったというところでは。

あと、バッテリー等の性能になるのですけれども、こちらのほうにつきましては、1年プラス、あとはソーラー発電等の状況にもよるのですけれども、おおむね1年プラスというふうに言われています。ただ、GPSそのものをどのぐらい使うか、情報を1日どのぐらい取得するかやり取りによって電池の消耗が、頻繁にやればやるほど早くなりますので、その辺は工夫しながらになりますけれども、戻りますが、期間についてはおおむね1年プラスということで聞いてはございます。

以上です。

12番（椿 一春君） 結構バッテリーもたないのですね。そうすると、毎年1個ずつ新しいGPSをつけていかないと猿の群れが把握できないというような状況だと思うのですけれども、つけられた猿もなかなかかわいそうな気もするので。GPSのほうで情報を取るのを節約するとバッテリーももつということなので、その辺よく考慮していただければというふうに思います。

以上です。

4番（青野秀幸君） 防犯カメラの件でお伺いしたいのですが、令和3年に9台設置されて、今回6台ということでございます。今後もぜひ数多くの防犯カメラを設置していただきたいと思いますが、既に設置されてある防犯カメラのメンテナンスといいますか、維持管理といいますか、きちんと作動しているかどうかとか、そ

の辺の管理とか、その辺の経費というのはどうなっていますでしょうか。

総務課長（田中國明君） 個別具体的内容になりますので、担当係長から答弁させます。

庶務防災係長（今井 俊君） 庶務防災係の今井です。防犯カメラについてメンテナンスなのですが、実際のところメンテナンス自体は経費もかけておりません。なので、メンテナンスはしていません。ですが、年間、防犯灯組合、町内の業者が、防犯カメラの設置業者になりますが、町内業者にお願いすることになりますが、その業者から日頃町内で仕事をされているときに防犯灯なんかもついているか、ついていないか、見回りで確認をパトロールしていただいているのですが、その延長上の中で防犯カメラについても作動しているかどうかについて日頃から確認をしていただくということをお願いをしているところです。その現場に行くと、防犯カメラについては稼働しているかどうかというのは、赤いランプが常に稼働している場合はついているのですが、そのランプがついているか、ついていないかということの日頃から確認していただくようにということをお願いをしております、今回この設置に関してもお願いをする予定としております。

4 番（青野秀幸君） 点検はされているということでございますが、肝腎なときに防犯カメラが作動していなかった、映っていなかったということがあってはならないと思いますので、点検頻度もしっかり決めて、いざというときに映っていなかったということがないように確実に実施していただきたいと思います。

以上です。

9 番（小嶋謙一君） 34ページの商工費です。信用保証協会保証料助成、これは申請が増えているということでの140万円の補正であります。今こういう各事業所は、物価高騰はじめ、運転資金の借入れが増えているのだらうなと私は捉えているのですけれども、町として予算オーバーしている背景というのは、実態はどういうことなのか、まず知りたいことと。今後の情勢、どういう形で町は考えているというか、捉えているか、もしあったら教えてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの小嶋委員のご質疑にお答えいたします。

まず、現在の状況と言えはいいのでしょうか、実態、保証料に関する部分になりますけれども、今回額のほうは当初予算に対してかなり執行も進んでいるというふうなお話、先ほどいたしました。その原因というか、要因なのですけれども、一番大きな要因が新型コロナウイルスの関係になるのですけれども、それに関する制度融資がこの6月30日までというものは一つ大きなものがございました。それに対して事業所の方、あるいは金融機関のほうで6月30日までの間に借入れのほうを、有

利な制度でございますので、そちらのほうへ申請したといったのが大きな要因だったというふうに捉えております。急激に件数が伸びたというわけではなくて、今の
ような制度上のちょうど端境期だったというのが1つだと思います。

あと、もう一点の現状についてですけれども、現状認識につきましては、商工会
等とお話する中では、一定程度今落ち着きを見せているのかなといった部分あり
ますけれども、これはもう本当に、テレビ、新聞等になりますけれども、物価高騰
あるいは人件費の状況もありますので、売上げは上がっているものの、なかなか利
益の部分が上がってきていないというのがお話、あるいは各種調査のほうからも読
み取れておりますので、これは田上町においても同じような状況かというふうに認
識してございます。

以上です。

7 番（藤田直一君） 私も1年ほど前に町内に防犯カメラを大いに設置するべきだとい
う質問をさせていただきました。そこでお聞きするのですが、設置においては県の補
助金を使っているということなのですが、毎年どこに設置するという計画は立てた
中で進めているものか、その確認。

そして、この設置場所なのですけれども、どういう選定で設置場所を決めている
のか。私は、前回も言いましたが、通学路とか、それから今非常に犯罪が多いわけ
ですから、幹線道路の入り口とか出口とか、そういうところもいろいろ考慮するべ
きではないかというお話もさせてもらった経過もあるのですが、この設置について
の選定、どういう形で選定をされているのか、その辺を聞かせてください。

総務課長（田中國明君） まず、設置する台数等についてであります。先ほど言いま
したように有利な県の補助金を活用して進めていきたいということで、何台設置す
るということではなく、県のほうにこれだけ設置したいよということで要望で上げ
て、その内示に基づいて設置台数を決めているということで、まずご理解いただけ
ればと思います。

それで、今回内示があったのが先ほど言いました57万6,000円でしょうか、その
分内示をいただきましたので、それに見合う分の設置台数が6基ということで、今
回6基設置させていただくということで考えているところであります。

なお、先ほど渡邊委員の質問にもありましたが、令和7年度についてはどうだとい
うふうなことで、令和7年度についての質問がありましたが、令和7年度につい
ても県のほうからも要望あるかねというような照会も来ていますので、それに基づ
いて田上町としてはおおむね5台ぐらい設置を何とかしていきたいという要望はし

ているところでありますので、もしそれができれば来年また5台程度は設置できるのかなというふうなことでは考えているところであります。

それで、ではその設置の基準の部分であります、基本的にはまず学校周辺の視覚が悪いところといいですか、まず学校のほうのそういうところに重点的につけてきているということでもあります。学校の周辺です、まずは。その考え方については、昨年の防犯協会の総会の際にそういう話もさせていただいて、今のような形で対応をさせていただいているということです。

設置する箇所については、警察、それから学校、それから教育委員会、それから地元の区長等と協議させていただいて、その設置場所については、まず学校周辺の道路、そこを重点的に今、令和3年度から取り組んでつけてきていると。あとは、田上駅、羽生田駅周辺でしょうか、そのようなところに今設置をしているという状況でありますので、お願いしたいと思います。

9番（小嶋謙一君） 34ページの労働費なのですが、地方バス路線対策補助金、先ほどの説明ですと初期導入経費150万円ということと言われました。これ中身については、町の事務費とかもろもろといった経費のほかに、初期導入するときに当たってのバス会社に対しての何かしら補助といいですか、経費かかるものなののでしょうか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの小嶋委員の質疑にお答えいたします。

運行開始にかかる初期導入費用ということで、私先ほど150万円ということで申し上げました。内容について具体的に説明をしなくて申し訳なかったのですが、今予定しているものと、まずバス停になります。バス停のほうが、本体の設置費込みになりますけれども、全部で39基、39予定してございます。それ以外に車の中の設定の費用ということで、例えば車内のアナウンス、こちらどこどこですといったような車内アナウンスと、あと運賃の表示する機械、あとバスの前面にあります方向幕、今ですとLEDですけれども、この方向幕の内容の設置の部分で150万円、今回補正のほうをお願いしたいということで計上してございます。

内容のほう以上でございます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ほかよろしいでしょうか。

では、私から1つ2つ。今までの委員の質問とダブるところあるかもしれません。

まず、GPSのバッテリーの話、先ほど椿委員から出ましたけれども、今デフォルトというか、今駄目になっている首輪と同じものをまた2台、3台用意しているのか、これをひとつ聞きたいのが1つです。

それから、防犯カメラ、設置台数ではないのですが、その防犯カメラとい

うのは、ある意味でどこでもつけばいいというものではないと思うのです。ある意味では個人の行動記録とかが残る、個人情報絡みが出てくるのだろうというふうに思っている部分もあります。したがって、その画像を見る人、画像を検索できる権限というのは誰がどう持っていて、例えば定期的にその画像を見ているのかどうなのか、この辺の状況を聞かせていただきたい。

以上2件です。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの小野澤委員長のご質問の部分、GPSなのですが、今導入のほうを予定している、あるいは国の交付金で既に導入、手元にはございますけれども、こちらにつきましては昨年導入したものと同一の機種になります。

以上になります。

総務課長（田中國明君） 基本的にこちらのほうで画像等の確認はしてございません。県警あるいは警察のほうから要請があったときに初めて情報を開示しているというような状況でございますので、お願いしたいと思います。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 防犯カメラ、あんまり詳しく追及するつもりはないのですが、要は設置しているけれども、警察等の公的機関から要請があったときにはその提出をやるけれども、町のほうとして、例えば権限者が、町長だけだとか、副町長だけだとかと、限られた人間がそれを例えば見て云々という、そういうことは一切ないということなのですね。そうすると、その防犯カメラについている記録媒体というのは、当然防犯カメラについているわけだよね。それを例えば悪意の人がそれを持って、例えば外部に出してしまうと、それってなかなか大変なことになるのだろうと思うのです。その辺については、みんな業者、先ほどの話ではないけれども、赤ランプがついていれば正常にそういったものになっているという、こういう理解の仕方、あるいは対策の仕方ということでしょうか。というのは、その裏にあるのは、先ほど申し上げているように、個人情報の絡み、個人の行動記録がそこに出るわけなので、私はある意味では慎重に対応していく必要があると思うのです。だから、そういう意味で今質疑をしているので、それについてお聞かせいただきたい。

総務課長（田中國明君） 基本的には、SDカードがそのカメラから抜き取られるというようなことにはなってはございませんので、ご安心いただければと思います。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ほかがございませんでしょうか。

なければ、議案第38号に対する質疑は終了いたします。

これより議案第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第38号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり決定しました。

これで町長提案の議案審査は全て終了いたしました。

請願の審査が残っていますが、一旦休憩した後に行います。

午前10時18分 休 憩

午前10時36分 再 開

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第2号を議題といたします。

この件につきましては、轡田議員が紹介議員になっていきますので、説明をお願いいたします。

2番(轡田 禎君) おはようございます。護摩堂山頂トイレ改善に関する請願書の紹介議員として説明をさせていただきます。

私、今朝、護摩堂山、弾丸登山で登ってまいりました。仕事前に登って、また仕事に行けるというすばらしい山であると改めて認識しております。

では、紹介に当たりまして請願書を一通り読ませていただきます。

護摩堂山頂トイレ改善に関する請願書。請願趣旨、標高274メートル、田上町と五泉市の境に位置する護摩堂山は、北斜面には、越後七不思議の一つであり、国の天然記念物でもあるつなぎがや自生地があり、また近年では整備された山頂のあじ

さい園が登山者の目を楽しませ、シーズンには山道に行列ができるほどの賑わいとなっています。

正確な数は不明ながら、年間10万人以上が訪れると言われ、テレビ局調査のランキングでは弥彦、角田に次ぐ県内第3位の人気の山となっています。その護摩堂山頂には、約40年前に設立されたコンクリート製の汲取り式トイレがありますが、設備の老朽化、日当たりの悪さなどから、とても安心・安全に使えるとは言い難い状態となっています。特に和式の便器は、子どもはもちろん、大人にとっても今やなじみが薄く、使い方が分からない、使いにくい、足腰の弱いお年寄りの方もそうです。足が立てないと。汚れていて不潔、大きな穴が見えて怖いといった理由で、トイレに行っても結局使わずに外で用を足すといった本末転倒の事例も聞いています。これは、環境への悪影響のみならず、防犯の面からも大きな問題をはらんでいます。便槽へスマホや財布を落としてしまったという事例も聞いております。

護摩堂山には、登り口駐車場、中腹、そして山頂付近と3か所にトイレがあり、これは低山の中では恵まれた環境であるという意見もあります。しかし、今や護摩堂山は町内、町外、そして遠く県外からも多くの老若男女を引きつける人気の山です。未就学児、小学生もたくさん登っています。便意、尿意は生理現象であり、特に小さい子どもにはコントロールが難しいものです。山頂に子どもが安心・安全に使えるトイレがないという理由で遠足などの候補地から護摩堂山を排除しているという話も聞かれます。また、高齢者にとって熱中症対策の水分補給は重要で、水分を取ると必然的にトイレが近くなるため、やはりトイレは重要な施設となります。

一般に、山は平地とは異なり、建物を造るには様々な制約がありますが、護摩堂山はほぼ山頂まで車で登れること、また水場があるということ、トイレを造るに当たって、ほかにはない大きな利点を持っています。さらに、トイレの施工法も年々進化しており、あくまで一例ですが、一例を挙げると、バイオ式水洗トイレを使えば排水による環境負荷がなく、水が循環されますので、環境負荷がなく、電気もソーラーパネルで発電。2棟で約700万円で建設は可能です。また、軽自動車を改造したトイレカーを使えば移動可能なので、災害時なども活躍することができます。山頂トイレ水洗、洋式化を求める署名も現時点で千五百有余人分集まっております。こちら署名活動で使ったチラシですけれども、このチラシを配ったり、山頂、そして登り口で署名活動をしたのですが、今日持ってきました。これぐらい、これが1,500超えです。非常に重いものであります。これが署名用紙となっております。遠くは東京、神奈川等からも来られております。特異な例かもしれませんが、ラス

ベガスから来たという方もいらっしゃいました。

以上を踏まえ、護摩堂山頂トイレの改善を強く求めます。

請願事項、護摩堂山頂トイレを水洗、洋式化すること。

2、護摩堂山頂トイレを安心・安全に使えるための環境改善に最大限の努力をすること。先ほども述べましたが、トイレまで行って、トイレが怖くて使えない、それで外ですと、こういった場合に、それによってアジサイ、植生物に影響が出ている。もしくは、これ盗撮等の犯罪に結びつく可能性もあります。こういうことが起きてはならないと思います。

以上、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。よろしく審議のほどお願いします。

以上です。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番（高橋秀昌君） 今説明員が説明されましたが、その中でビラを配ったということなのですが、どんなビラなのか、委員に配付してください。

2番（轡田 禎君） 今日1部しか持ってきていないので、回すという形でもいいでしょうか。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） では、ここで暫時休憩します。

午前10時42分 休 憩

午前10時43分 再 開

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

14番（高橋秀昌君） こういうビラを配って、その場で署名をしてもらったというふうな理解の仕方でもいいですか。

（何事か声あり）

14番（高橋秀昌君） だとしたら、なぜ請願要旨がこのような内容になるのか、極めて大きな疑義があります。それは、あなたは今一例ですと言っているが、こんなこと本文に書いていない。あなたは、こういうふうと言っている。「水場があります」と、「トイレを造るにはほかにない大きな利点を持っています」と言うが、あの水場はそんなに多くの水が出ますか。私は、子どもの頃あそこで飲んでいたので。今は極めて少なく、水洗トイレにするには非常に難しい量だと私は思っているの

ですが、現状はどうですか。

2 番（轡田 禎君） あの水場なのですが、最初から言いますと、水洗トイレというのも、これはあくまで一例です。一つの例として水洗トイレを挙げております。水場なのですが、近年まで水が詰まっていた、水がたまっていなかったということもあったのですが、今年の夏から水がまた通るようになりまして、私も今朝登ってきましたけれども、一旦タンクにたまって、フローしてちょろちょろ出ている状態ということで、一定容量たまり続けます。また、トイレの仕組みにもよりますが、水洗トイレということで造っていくのであれば、別途タンクを用意して雨水等をためておくということも可能であると考えております。ただ、それはあくまで一例です。

14 番（高橋秀昌君） そんなこと聞いていないのだ、私は。つまり水場があると言うけれども、実際にその水を直接的に水洗トイレに流すだけの量はないのではないのですかということを行っているわけ。タンクにためるとか、そういう話をしているのではない。あなたは、ここでそういうふうに書いている。トイレを造るって、水場があるのだから、トイレを造るには非常にいいのだと、こういうふうに書いているわけでしょう。そういうことを聞いているのです。

2 番（轡田 禎君） あの水で可能だと考えております。

14 番（高橋秀昌君） 次に伺いたいのは、バイオ式水洗トイレを使えば排水による環境悪化がないと。バイオ式水洗トイレというものについてですが、実際あそこにバイオ式水洗トイレを造った場合、どの程度の 1 日の使用人数が可能なのでしょうか。

2 番（轡田 禎君） メーカーに問い合わせたところ、1 つのトイレで 1 日 50 回と回答いただいております。

14 番（高橋秀昌君） その程度のものでいいとお考えなのですね。

次に、もう一つ伺います。それから、電気もソーラーパネルで発電して、2 棟が約 700 万円でできるのだという話なのだが、あなたが今おっしゃったバイオ式のも水を使う方式と水を使わない方式があるのだそうですが、それらは 1 基 350 万円、2 基で 700 万円、しかもその 1 基の場合でも 20 人から 30 人程度しか使えないと書いてあるのだが、それを承知でここに述べたのですか。

2 番（轡田 禎君） 1 日 1 つにつき 50 回でも大丈夫であろうと考えております。その根拠としては、あじさいまつりの期間、仮設トイレが使われているわけですがけれども、こちら 1 か月置きっ放しで、途中で回収はしないというふうにも聞いております。タンクの容量と 1 日の 1 か月間で割ると、こちら 1 日 13.6 回使っても特に問題ないということなので、仮設トイレでも十分可能なので。ごめんなさい。1 か月

置きっ放しで410回使えるということなので、回数的には問題ないと考えております。

14番（高橋秀昌君） 私は、それについては過大な評価だと思っています。

それから、軽自動車を改造したトイレカーを使えば移動も可能だと書いてあるが、これの能力って極めて少ないのですが、これを承知の上で出されているのですか。

2番（轡田 禎君） トイレカーも一つの例として挙げさせてもらっております。なので、これがベストということを出しているわけではないことをご承知おきください。なぜトイレカーを挙げたかという、これは災害等があったときに、そちらのほうにも回せる利点があるという観点から出しております。

14番（高橋秀昌君） いいですか。これをつくったのは請願人なのです。請願人が提出した。あなたが書いたの、これ。今、例としてと言った、書いていないでしょう、請願人は。一例ですなんていうこと書いていないではないですか。どこに書いてある。

2番（轡田 禎君） 請願2枚になっていると思うのですが、2ページ目の上の一般には山は平地と異なるという段落の3行目に「一例を挙げると」という書き出しでバイオ式トイレと軽自動車を紹介させてもらっています。

14番（高橋秀昌君） これ一例を挙げるとということは、あなたの主張はバイオでもできるし、軽自動車を改造したトイレカーでもできますよと言っている話でしょう。私は、ここにもものすごい疑義を感じたのです。つまり請願人は、トイレを水洗、洋式化すること、それから2つ目に護摩堂山山頂トイレを安心して安全に使えるための環境改善に最大の努力をすることを求めているわけです。その求めているものをそのまま出さないで、こういうふうに一例だからといって、わざわざ疑義が出るような内容を書くこと自体に私はすごく疑問を感じているのです。いいですか。この前段、1ページ目の言っていることも、請願事項そのものも何ら異存のない、誰もが望む中身なのです。あなたがここで、あなた方が作ったビラ、見てごらんください。バイオにしなければ駄目だとか、そんなこと書いていないのではないですか。水洗トイレを造ってくださいということでしょう。それで署名を集めたわけでしょう。何でその内容にならないのですか。あなた町会議員なのです。住民がこういうものを書いたときに、紹介議員というのはそれにふさわしい中身に、請願者に対して援助してやるのがあなたの仕事ではないですか。ところが、わざわざ議員が疑義を感じるような中身を五、六行にわたって書いていることに、一体本当は何なのだとおっしゃるを得ないのです。しかも、田上町ではこういう護摩堂山の水洗化に関しては

様々な議員がこれまで過去にもいろいろ質問しているのです。これに対して町長は、お金がかかるからといって、事実上拒否してきたのです。ところが、令和3年6月定例議会で藤田議員の質問の抜粋を見つけました。これを見ますと、こう言っているのです。全部読むと大変なので言いませんが、町長はこれまで数千万円から5,000万円ほどかかるのではないかとやってきたが、私は自らここをもっと上手に利用すればいいではないかということで、こういうふう言っているのです。今のトイレの本体を再利用して水洗トイレに改修する方法です。大まかな概要は、本体は再利用で、浄化槽による水洗トイレで、便器の数も現状と同じ。男トイレは大が1つ、小が2つ。女子トイレは大が3。水源は頂上の井戸水と雨水の集積による利用、つまり公式な場所で具体的に提案しているのです。これにかかる金は、町長が言う5,000万円ではなくて、1,892万円ぐらいですよ。そこまで言っているのです。これに対して町長は、いや、そんなの駄目だからやめると拒否していないのです。ここで初めてこう言っているのです。町長の答弁、一番なのは水洗トイレに対する水源がないことなのだと。また、改修後の維持管理についても懸念される旨伝えてきましたが、今回具体的な金額をご提示いただきましたので、提案をいただいた内容を参考に検討してまいりますと。町では今補助金等を活用して改修の研究をしておりますと、こう言っているのです。令和3年ですから、もう3年前です。しかし、その後、議会議員がこのことで追及した例はないです。つまり検討すると言っているわけでしょう。しかも、現状を利用して。そうしたら、もっともっと請願人の言っていることが、請願人の求めていることが極めて現実化されようとしている状況があるではないですか。だったら、何で素直に請願人が言っている後の1、2、3、4、5、6行の、誰が見ても、おいおい、あの山でいいのかやと、あれでいいのかなどという疑義を感じるのではなくて、ストレートにみんなが求めているのだと、ぜひ環境をよくしてほしいと、そういう請願に何でしないのですか。あなた方は、3人も議会議員がいながら、請願人に対してこういう余計という言い方は悪いけれども、こういう疑義が生じるような中身ではなくて、ストレートで求めたらどうでしょう。やれば、令和3年に藤田議員の質問したことについて、これに対する回答に対してしっかりと求めていくことになるのではありませんか。それをバイオがいか、それから軽自動車がいいとかなんか言って、私も時間のない中で調べていくと、バイオも軽自動車も一見安く見えるが、実際に子どもたちや小学校の遠足なんかで大量に来たときは恐らく無理ではないかと。それは10人や20人についてはいいと思いますが。町として造るというときは、適当に造って、まあいいではないか

というわけにいかないでしょう。私は、正直言って請願人の本当の気持ちに添った中身と違うことを書いているのではないかなと言わざるを得ないのですが、それがいいですか。

2 番（轡田 禎君） トイレを造りたい、造ってほしいという趣旨に関しては、これは全く揺るぎがないものです。なぜ以前藤田議員が上げたことを書かなかったかといいますと、これは私は紹介議員という立場ですが、今回請願された方と私たち話し合ったときに、以前提案されたものが、しかし話が止まってしまったと。止まってしまったということであれば、また同じものを出してもなかなか進歩がないでしょうから、また考える余地として幾つかこういう選択もありますよというスタンスで出したものです。ですから、以前のものを全否定しているわけでもありませんし、一例を挙げたことに対してさらに混乱を招くということであれば、全くそれはこちらが意図したことではありません。あくまでこういうものもありますし、請願にも書きましたが、年々施工法も変わっております。高橋委員もいろいろ調べられたということですが、私たちもいろいろ調べた中で、バイオでも幾つか種類もありますし、その中で町としてお金がないということあれば、こういう手段も一つの提案材料になるのかなということで挙げたまでですので、強く私たちが今回の請願に挙げたものにこだわるつもりもありませんし、あくまで書いてあるとおり一例を挙げているだけです。トイレということの手段はたくさんありますから、その中で町としてベストな選択をしていただければと思っております。

14 番（高橋秀昌君） 私は、請願人の趣旨については、まず第一に重視すると。町民が請願を出すわけだから、その請願についての文章ができるだけその気持ちに合ったものであるか、現状に合ったものであるかというのを重視するのです。そのときに大事な点は、紹介議員が 1 人いるということは何でかということ。仮に請願人の方が現状に合わないもの書いた、過剰な要求をした、あるいは言っても意味のないことを言っているとかというときに、紹介議員はその方と話をし、最も通やすいものにしていくというのが紹介議員の仕事なのです。あなたは、一例で書いているのだからいいだとか、今までやったことに効果がないから改めて書いたのだなどということになれば、私はこの文章を見て、この文章そのものについて疑義になってしまうのです。逆効果なのです。請願人の本当に言いたいことは、請願事項の 2 つの点でしょう。何でストレートにそこを趣旨で入れないのかということ、余計なことを入れて。しかも、私は過去のことに遡って、何人もの人が提起しているのです。つまりお金がかかるから、水道を引っ張るのに大きな負担がかかるから、電

気を引っ張るにも冬は大変だから、そういうことでネックがあるのです。そういう中でどうやってあそこに誰もが安心して入れるトイレを造るかということは、私は、これは個人的な見解ですが、藤田議員が質問をした、あの今ある頑丈な、鉄筋コンクリートの頑丈なあの施設をいかに上手に利用するか、そのことのほうがものすごく金かからないし、もちろん藤田議員がここで浄化槽という表現しているが、それがふさわしいかどうか別としても、あの施設を利用して、大勢の人たちが登っても使える環境をどうつくるか、そういうふうな発展させることのほうがはるかに請願人の思いにぴったり合うのではないのでしょうか。いかがですか。

2 番（轡田 禎君） 今の高橋委員の言葉には、私は全く異論はありません。ありませんし、書き方として誤解を招いたならば大変申し訳なかったのですが、何も今回一例を挙げたものだけに手段を絞ったわけではありませんので、これも、今回挙げたものも一つの判断材料として、その中で今まで出てきたものの中で検討していただければと思って書いております。

14 番（高橋秀昌君） 紹介議員に言いたいのだが、これをこのまますんなり可決をして、採択をして町に出せば、町はどこを見るかというと、ここを見るのです。一つの例としてと出した、この例を。これで判断するのです。せっかくの水洗トイレ洋式化すること、安全に使える環境をつくってほしいという請願事項を、最も中心的な外すことのできないものなのだけれども、あなた方が書いたいろんな方法がある中の一つとして出している、これをやるかやらないかとか先に考えるのです、執行というは。そうすると、実際調べてみたら、いや、幾らも容量がないではないかと。町が造って見て、何だ、あれと言われるのは、町は一番嫌うのです。だから、私は、この方法を出しているけれども、この方法を調べてみたら極めて不安定だなと感じたものだから、ではこれまで護摩堂山の頂上問題でやってきたこれまでの議員のやつをみんな調べました。そしたら、最も有力で町も検討すると答えたのがこれなのです。今言った。つまり現状の施設を利用してやるということについて検討すると言っているわけ。ここで、仮に浄化槽では駄目だと、なぜか、水を引っ張って持っていけないと、あるいは電気が要るから駄目だということになれば、では水も電気も要らない方法で考えるという手もあるでしょう。と私は考えているのです。それはもちろん押しつけるつもりはないけれども、大事な点は、こうした住民からの要求に、3 人もの紹介議員がいるわけですから、どうやったら最も議会議員を納得させ、そして可決させ、そして町にも大きな圧力として、造らなければ駄目だなとさせるにはどうしたらいいかと考えるべきなのです。一例として、私のように一生

懸命調べれば調べるほど、何だ、こんなのどうしようもないではないかというような一例を出す必要はないと私は考えているのですが、これは率直に、このことがあることによって私はこれに同意できなくなってしまうのです。分かりますか。答えてください。

2 番（轡田 禎君） 理解しております。

7 番（藤田直一君） 今回の請願につきまして、高橋委員が指摘されるような疑義もあるというふうに高橋委員は感じている、これはこれで議員それぞれの考え方があるわけですから、一概にそれがどうだこうだとは言いません。ただ、轡田議員も紹介議員として、この趣旨について、いろいろな一例を挙げるということで、バイオマスや車トイレを一例として挙げたというその意味も私は、例えば水洗が駄目ならこういうこともあるよ、一例として挙げたという、それも私なりには挙げてもいいのではないかなというふうには私は理解をしています。

要はあのトイレを今の汲取りから改善をしてもらいたいのだというのが趣旨なのです。そういうふうに私は理解していますし、私も令和3年度に一般質問して、いろいろと今高橋委員が言いましたが、いろんな私も資料を調べてきました。要は水洗が当時、その後、あの答弁に対して町長は改修はしないと、それ以降に誰か言ったのです。誰かが同じように質問をした経過があったのです。そのときに執行側は、このときは検討するということで、私も、いや、これはできるなという確信を得たのです。翌年には予算づけなくなったことで一度は担当課に行っていていろいろと進めて、担当課も一生懸命になって上げてくれて、何となく期待感をほぼ9割持ったのです。ところが、それ以降、私も何だかんだは進めなかったのですが、ある議員がこれについて再質問したときに、町長は改修はしない、これはもう明言したのです。それで、その後、いろんな議員が若干説明しましたがけれども、町長の答弁は明確に、しないとは言わないように私はいつも聞こえるのです。何か皆さんの質問に対していろんな答弁をしています。けれども、明確に、しないということは言ったのです。ところが、今回この趣旨に私は何をいいか、すばらしいなと思ったのは、今まで署名活動で提案をしたという経過が一回もないのです。ですから、その署名活動で千五、六百名の皆さんの署名をいただいた、それで内容的には町外、町内の人もいる。その辺は私何人いるか分かりませんが、だからこの請願、内容的にはいろいろと疑義のある委員もいるでしょう。また、取り方もあるでしょうけれども、改めてこの千五、六百名の皆様方が調査した中で欲しいのだということの重み、そしてこれによって、今まで一切改修はしないよと言っている執行の皆様方も、場合によ

っては、そうか、こんなにいるのかという、考えが変わって、また前向きに検討ができればというのに私も大変期待をしています。ですから、若干のいろんな意見があったとしても、私はこの請願をしっかりと出していただきたいなというふうには思っております。

以上であります。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 意見ですね。

7 番（藤田直一君） 意見でした。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

なければ、では私のほうから。

今ほどありました署名の意味、非常に重きものだろう、あるいは尊いものだろうと思っています。ここにある千五百有余人の署名の内訳について、町民がどのぐらいの割合、あるいは町外がどのぐらいの割合、分かれば教えていただきたいのですが、いかがですか。

2 番（轡田 禎君） 正数比でいうと、3 対 4 で町外のほうが多くなっております。実数でいうと、町内が670、町外が896で、3 対 4 で町外が多いです。補足しますと、登山口で署名の呼びかけ等をしたのが大体 5 日間ぐらいでした。

以上です。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、これで質疑は終わります。

これから討論を行います。まず、採択に反対者の発言を許します。

本件の討論を行うため、副委員長と交代をいたします。

暫時休憩します。

午前 11 時 10 分 休 憩

午前 11 時 11 分 再 開

（委員長、副委員長と交代）

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） では、休憩前に引き続き会議再開いたします。

委員長に代わって職務を行います。

採択に反対者の発言を許します。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 私は、1,500 人もの署名の重みを感じつつも、一方で請願の内容に違和感を持つことから、先鋭的な反対ではなく、問題提起を伴う反対の立場から討論に参加をいたします。

護摩堂山に関して、ここ最近、「宝の山」という形容詞がつくようになりました。自然豊かで気軽に登れる山であり、言い得て妙であります。

そこで、自然とは何かと考えると、あるがまま、人の手が加えられていない、原風景等ではないでしょうか。人間に軸足を置けば、不便さ、別な言い方をすれば非日常であると思います。人間中心の便利さは人工的なものであり、それは非自然的なものであります。

さて、観光施設等の人工構造物においては、トイレ設置は重要で必須であります。一方、護摩堂山の魅力は、人にとって便利で都合のよい人工構造物の快適さではなく、不便で非日常的な自然そのものであるはずです。今話題となっている東京の神宮外苑の再開発に伴う樹木の伐採問題と本質は非常に似通っております。

昨今の議論、今ほどの議論も含めまして、本請願の内容は山頂のトイレありきで、その設置ないしは修繕費用云々というものであります。護摩堂山をどう捉え、どうしたいのかという本質的な議論がなされ、その中で山頂のトイレがどうしても必要であると合意形成がなされたのであれば、設置ないしは修繕をすればよいと思っております。

現状、護摩堂山登山道には入り口を含め2か所のトイレが整備されており、全くトイレがない状態ではありません。中腹にあるトイレは休憩所も併設しており、請願書でも言っているように、むしろ恵まれたトイレ環境にあると思います。

そもそも山頂にトイレを設置している山を私は知りません。弥彦山、角田山しかりであります。古来、日本人は山岳信仰があり、その山頂は聖域化されている、そういった影響もあるかと思います。あるいは物理的な問題もあるだろうというふうに思っています。

山頂に広いスペースがある山としては、村上の臥牛山、地元ではお城山と呼ばれており、村上城址跡があります。トイレは、登山口の入り口の1か所だけであります。護摩堂山と同様に城址跡であり、山頂の眺望は護摩堂山のそれに勝るとも劣らない絶景です。市民の憩いの場であり、花見も盛んであります。

村上といえば、伝統を重んじる村上大祭、町屋の人形様巡り等々、集客力は絶大であります。臥牛山、通称、お城山は戦国の名将である上杉謙信も落とせなかった城として地元の人々の自慢であり、誇りとなっています。山頂にトイレのない不満は外部の人たちの意見であり、地元の人にとっては特別な山として、あるがままの姿で保存されています。麓の住宅は建築規制がかかっており、当時の武家屋敷エリアとして大切に保存されている徹底ぶりであります。

私は、前職のときに５年半村上に赴任をしておりました。村上では山頂にはあえてトイレを設置しないと聞かされました。地元の人には何の違和感もない当然の了解があります。村上には、臥牛山、通称、お城山をどう捉え、どうしていくのか明確な方針があればこそ、住民との間であえて山頂にトイレを設置しないという合意形成がなされています。

私がよく知るところの村上市を例に取りましたが、以上により本請願の要望内容に関しては、本議会の一般質問の町長答弁に倣えば、町のシンボルで自然と身近に触れ合える里山、大変貴重な地域資源であり、町の宝として大切にしていかなければならないものである護摩堂山をどう捉え、どうしていくのかといった本質的な議論を経て設置ないし修繕の可否を決めるべきと問題提起をし、現状では反対といたします。

以上です。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 次に、趣旨採択に賛成者の発言を許します。

14番（高橋秀昌君） 私は、趣旨採択ということで、そういう討論に参加します。

１つは、説明員が説明した例えばトイレカーですが、これは軽自動車を使ったトイレカーなのですが、20回程度しか使えないということで、あの護摩堂山の年間10万人を超える方々のところに設置するには、あまりにも能力がないと考えました。

もう一つは、次はバイオなのですが、バイオマスでは水を使う方法と、基本的に最初は使うのだけれども、使わない方法があるのだそうだが、２つの共通している点は電気が必要なのです。100ボルトの電気が必要だということで、それから水を使わないのが割合と早く満タンになって、汲取りしなければならないと、そういうのがあるということが分かりまして、これも、設置費用もあるのだけれども、あれだけ大勢来るところには無理なのではないかと判断しました。

これは私の考え方ですが、これは令和３年６月の先ほど言った藤田議員の提案から学んだのですが、現在あるトイレ、汲取り式のトイレ、老朽化しているという表現ありますが、素人の私でも行って分かるように非常にしっかりしたつくりで、驚くほどしっかりしたつくりなのです。私は、そこにできるだけ水を使わないで、しかも明るく部屋をつくって、用が足せる方法として簡易水洗トイレという方式があります。三条市のあるレストランで経験したのですが、蓋がついていて排泄するとぺこっと落ちて下が見えないのです。排泄してもそう。汚れたら水道水でじゃっと流す必要があって、掃除も必要なのですが、それらはあの護摩堂山のところにコンクリートの、頂上が丈夫であれば、そこに1,000リットルのタンクを幾つか

置いて、そして下から水を持ってくる。つまり水道を引っ張るといのは、聞いてみたらすごく金かかるのだそうです。下からですから、今中段まで行っているのでも相当のポンプを使って、さらにそれを上に上げるわけですから、非常に大きな費用がかかる。また、便器を持っていくについても冬どうするのだというのがあるわけ。あっちに雪積もるわけなので、地下を通すにしても相当の金がかかると。そうになると、あの今ある建物を電池式の人感、人が通ると感じるライトがありますよね。あれを使うことで相当、1か月以上使うことができる。そういう工夫をして、まず最も金をかけないやり方でやってみて、その上で、いや、これではまだまだ駄目だというときにはなれば、あそこに浄化槽を入れていく、そのためには水道水も必要になるわけですが、そういう方法を取っていくことができるのではないかと。私が今考えているのは、一番金がかからないやり方。したがって、この請願人の請願事項である護摩堂山のトイレを水洗、洋式化すること、これに合致するし、それから護摩堂山山頂のトイレを安心して安全に使えるための環境改善に最大限の努力をすること、このことにも私の今の提案は合致すると思うのです。そこで、趣旨採択ということで討論しました。

終わり。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

12番（椿 一春君） 私は、賛成という立場で討論に参加いたします。

護摩堂山は、年間10万人の方が来られる、本当に人の往来の多い山です。新潟市の幼稚園の園児なんかもわざわざバスに乗って来るような山で、本当に子どもでも登りやすい、とてもいい山だと思っています。

今そのトイレが問題というのは、中に物が落下したりとか、今物だけではいいのですけれども、人が落ちたりすると危険な部分もありますので、水洗式洋式化というのはやるべきだというふうに思います。ましてや今、田上の小学校においてもだんだんに洋式化のほうへ年次的に取り替えているわけですから、そうするともう従来の和式のトイレでは使い方が分からないというのが常識になってくると思われます。時代にマッチした改善というものが必要であると思います。

私も先ほど高橋委員の言われた、水洗式ですか、うちの知り合いのところの事業所もぼっとん式だったのですけれども、簡易式の洋式トイレ化にして、そうすると浄化槽の工事が要なくて、改修も僅かな費用でできたということで、そういった例もあると水洗式の洋式化は、いろんな方法があるけれども、比較的安い料金でもできるのではないかとということで、そういった意味も含め、この請願に私は賛成い

たします。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 採択に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 次に、趣旨採択に賛成者の発言を許します。

暫時休憩といたします。

午前 11 時 25 分 休 憩

午前 11 時 43 分 再 開

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、趣旨採択に賛成者の発言を許します。

9 番（小嶋謙一君） 私は、この請願の趣旨、それは理解しています。趣旨には賛同して、趣旨採択というところで賛同したいと思います。

実際、護摩堂山は果たして、私は公園なのか、山なのかと。確かに山であれば山頂にトイレはないと、要するに護摩堂山も神様といいますか、いろいろほころもありますし、山頂にトイレがあるというのもおかしいという小野澤委員の意見もありました。しかし、現実的にはあそこは公園としても私は見るべきではないかと思っております。実際私が日頃見ている中では、登山口にあるトイレを利用している人は、ほとんどあそこで利用します。中腹のトイレを利用している人、本当まれなのです。だけれども、今回も1,500人を超えるという署名の数の中でも町外の人が896、なるほどなと思ったように感じていますというか、そういうことを受け取りますと、山頂にもトイレというのは今の時代の流れなのかなということで、必要であろうとは思いますが、果たして現実的にはすぐできるかどうかという時点ではまだないと思います。この委員会の中でもいろいろ、以前出してこられた藤田委員のいろいろそういうのもありましたけれども、すぐに執行側のほうではおいそれと手をつけるような状態ではないし、これからまださらに中身については議論をしていく必要があると思っておりますので、今回の請願書については、趣旨には賛同して、趣旨採択というところで私は終わりたいと思います。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

8 番（渡邊勝衛君） 私は、護摩堂山頂のトイレ改善に関する請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

昭和58年に建設された護摩堂山山頂トイレは、私の子どもが小学校時代に使ったトイレで、当時は非常に使用しやすかったということも聞いております。ただし、

年数がたち、その護摩堂山も40年以上が建設されてから過ぎております。設備の老朽化により使用不可能な状態になっており、現地でトイレを使用したくても使わずに外で用を足しています。それにより環境への悪影響、防犯の面からも大きな問題となっております。新潟市や三条市の子どもたちも遠足で訪れておりますが、山頂に安全で安心なトイレがないということで、遠足の候補地から護摩堂山が外されておるということも私も聞いております。私の孫も小学校生活で護摩堂山にもう登ることはございませんが、これからひ孫が護摩堂山のトイレを使用する時代が必ずやってきます。そのためにも、ぜひ山頂トイレ改善に向けて町も対応をお願いするところでございます。

今後、護摩堂山登山者を増やし、湯田上温泉への宿泊者の増加をするためにも、ぜひ山頂トイレ改善に向けて請願をお願いするところでございます。

以上、賛成討論です。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） ほかに討論はありませんか。

では、採択に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） では、次に趣旨採択に賛成者の発言を許します。

7番（藤田直一君） 私も、先ほど説明したように、令和3年度から一貫して今ある既存トイレを水洗または簡易水洗にすべきという主張をずっとお願いしてきた経過があります。ですから、今ほど請願の趣旨については私は賛成の立場で、ぜひ請願の趣旨については私は賛成をいたします。

以上です。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

（なしの声あり）

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） ほかに討論はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） これで討論を終わります。

最初に、請願第2号の趣旨採択の採決をします。この採決は起立によって行います。

本件は趣旨採択すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 起立3人です。

次に、請願第2号の採択の採決をします。この採決は起立によって行います。

本件は採択すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 賛成 2 名でございます。

したがって、請願第 2 号は趣旨採択と決定しました。

(副委員長、委員長と交代)

総務産経常任委員長（小野澤健一君） これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前 11 時 51 分 閉 会

田上町議会委員会条例第 27 条の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 9 月 11 日

総務産経常任委員長 小 野 澤 健 一

総務産経常任副委員長 青 野 秀 幸